

宮崎市事業バトンタッチ支援「引継ぎおめでとう補助金」交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の円滑な事業承継及びM&Aを促進し、引継ぎ後の経営を支援するため、予算の範囲内において行う宮崎市事業バトンタッチ支援引継ぎおめでとう補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。
- (2) M&A 事業譲渡、株式譲渡等により第三者に経営権を移転することをいう。
- (3) 支援機関 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫及び日本政策金融公庫宮崎支店をいう。
- (4) 専門事業者 事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。
- (5) 引継ぐ事業 宮崎市事業バトンタッチ支援引継ぎ準備支援補助金の交付決定を受けた事業所をいう。なお、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターが支援し事業承継成立に至った事業所にあつては、宮崎市事業バトンタッチ支援引継ぎ準備支援補助金の交付決定がなくとも、交付決定を受けた事業所とみなす。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者が、引継ぐ事業に対して行う設備工事など別表に定める内容とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、引継ぐ事業について、事業承継・M&A（購入）を行った者で、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 市内で事業を営む中小企業者のうち、個人で市内に住所及び事業所を有する者又は法人で市内に本社を有する者
 - (2) 原則として、正社員の雇用を引き続き確保するものであること。
 - (3) 事業承継等を行うにあたり、引き続き市内で事業を営むものであること。
 - (4) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種を営む者
- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とならないものとする。
- (1) 国又は本市以外の地方公共団体において、補助対象事業と同様の事業に対し交付される補助金の交付を受けている者
 - (2) 市税を滞納している者（法人及び代表者）
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特

殊営業を行う者

- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第1項第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (5) 事業承継・M&A（購入）成立後、6月を経過した者
- (6) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（規則 様式第1号）に添えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 役員等氏名一覧表（様式第3号）
- (4) 支援確認及び引継ぎ完了確認書（様式第4号）
- (5) 開業届出書又は登記事項証明書の写し
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 滞納無証明書（法人及び代表者）
- (8) 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（様式第5号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第7条第1項ただし書の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の減少
- (2) 実施時期の変更等の補助事業の趣旨を変えない事業内容の変更

（実績報告）

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日までに、補助事業実績報告書（規則様式第4号）に添えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 補助対象事業に係る領収書等の写し（交付決定日以降のものであること）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

経 費 区 分	補助率及び補助額
設備工事費 （設備更新、看板の補修など） 備品購入費 （1品1万円以上備品購入） 広告宣伝費	<p style="text-align: center;">【補助率】 補助対象経費の 3分の2以内</p> <p style="text-align: center;">【補助上限額】 20万円</p>

（備考）

- 1 消費税及び地方消費税は、対象外とする。
- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。